

公益社団法人宮城県観光連盟の DMO登録について

～県内全域を対象とした観光振興の更なる推進のために～

宮城県 経済商工観光部 観光政策課



DMO（観光地域づくり法人）の意義

<観光地域づくり法人（Destination Management / Marketing Organization）とは>

◆地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

◆DMO登録制度

：DMOを核とした持続可能な観光地域づくりが全国各地で進められるよう、観光庁が制定

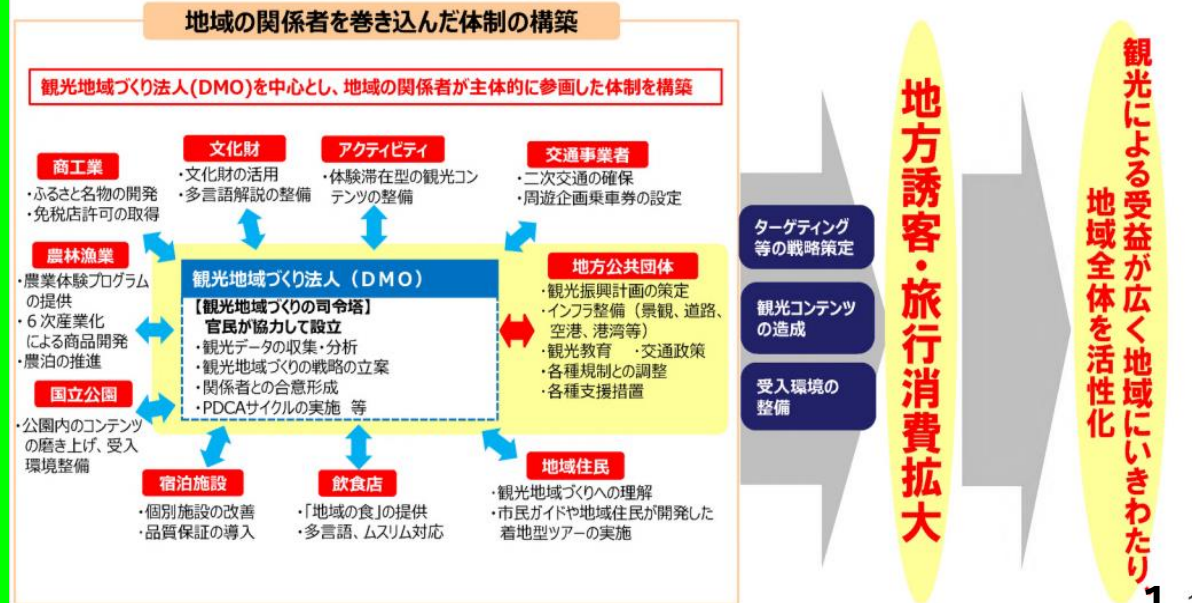
<DMOの役割と機能>

- 多様な関係者の合意形成
- データの継続的な収集・分析
- データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定
- KPIの設定、PDCAの確立
- 観光資源の磨き上げ、交通アクセス整備、外国人受入環境整備等の着地整備の取組推進
- 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整
- 観光プロモーション

【観光地域づくりにおけるDMOの位置付け】（観光庁HP）

観光地域づくり法人（DMO）

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人

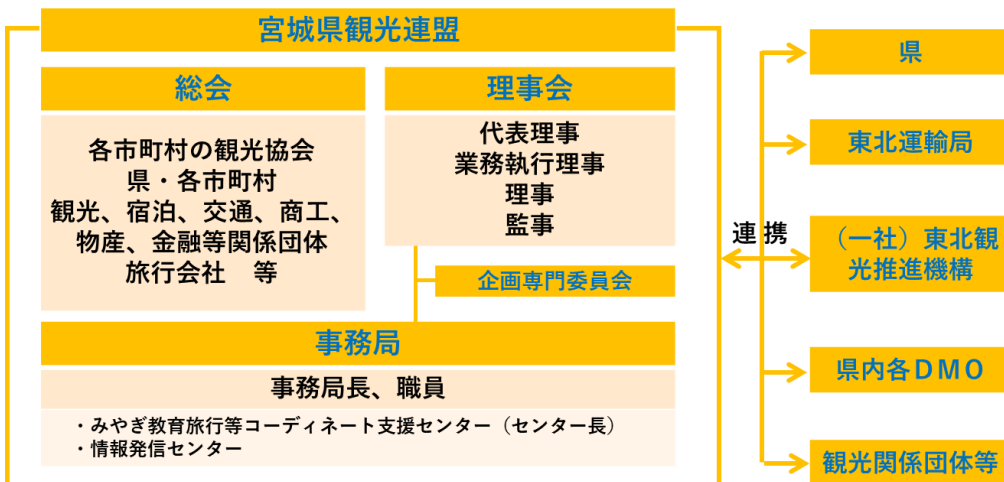


(公社) 宮城県観光連盟の取組

< (公社) 宮城県観光連盟の概要 >

- ・ 設 立：昭和24年6月14日
- ・ 目 的：宮城県内の観光振興に関する事業を通じて、地方文化産業と地域社会の健全な発展への寄与
- ・ 役員数：代表理事2名（知事（会長）、経済商工観光部長（副会長））、
業務執行理事1名（観光プロモーション推進室長）、その他理事17名、監事2名
- ・ 会員数：166団体（R5.12.21現在）
（各市町村の観光協会、県・各市町村、観光・宿泊・交通・商工・金融・旅行等の各団体）
- ・ 職員数：13名
- ・ R5予算額：158,366千円

< 事業推進体制 >



< 主な実施事業 >

- 誘客事業
 - ・ 宮城オルレの推進
 - ・ 県内スキー場との共同誘客キャンペーン
- みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターの運営
 - ・ SDGs等教育旅行プログラムの開発、ガイドブック作成
 - ・ 国内外の学校と受入先のマッチング支援
- 地域観光開発、観光人材の育成
 - ・ 「仙台・松島の冬の風物詩を楽しむ周遊プラン」など広域周遊観光ルートの整備
 - ・ 冬の味覚などテーマごとに特集した観光動画等の整備
 - ・ 将来の観光を担う人材育成を図るため、県内高校の観光振興活動に対する支援
- 観光情報の発信
 - ・ ホームページ、SNSの運営
 - ・ ガイドブックの作成
 - ・ 宮城県観光情報発信センターの運営
- 観光物品販売

県内のDMOの状況

【県内のDMOの状況】（R5.12現在）

DMO区分	DMOの名称	管轄エリア	主な活動
広域連携	(一社) 東北観光推進機構	東北6県、新潟県、 仙台市	外国人観光客誘致、教育旅行誘致、東北観光DMOの運用
地域連携	(株) インバウンド 仙台・松島	仙台市ほか 5市3町	インバウンド誘客、地方創生
	(一社) 石巻圏観光振興機構	石巻市ほか 1市1町	サイクルツーリズム、教育旅行誘致
	(一社) 宮城創生DMO	県南4市9町	着地型コンテンツ造成、外国人観光客受入環境整備
地域	(一社) 気仙沼地域戦略	気仙沼市	気仙沼クルーカードの発行・運用
	(公財) 仙台観光国際協会	仙台市	観光客受入環境整備、観光資源磨き上げ、プロモーション

各DMOの管轄エリアで、それぞれ独自に活動。関係団体やDMO間の連携不足、DMOが管轄しないエリアの存在などが課題

関係団体やDMO間の調整機能を担うDMOが必要！

DMOとしての（公社）宮城県観光連盟へ

<現状及び課題>

- ◇ 「稼げる地域・稼げる産業」の実現のため、これまで以上に魅力ある観光地域づくりが重要

データ収集・分析や戦略策定を担うDMOが必要！

- ◇ 県内のDMOの状況から

関係団体やDMO間の調整機能を担うDMOが必要！

これらの課題解決により、地域の「稼ぐ力」を引き出すことで、観光客数の増加や観光消費額の拡大につなげ、地域への誇りと愛着を醸成する「地域経営」の視点に立った観光地域づくりを進めることが可能

（公社）宮城県観光連盟が、DMOとして、県内全域の観光振興を推進していくことが最適！！

<スケジュール>

R5.12.21 宮城県観光連盟 理事会

R6.1.12 令和5年度DMO登録申請期限

R6.3下旬 令和5年度DMO登録（R6年度から登録DMOとして活動）

DMOとしての方向性 - 国の支援メニューの活用 -

※予算額は複数年度事業費の計

< DMOを対象とする、国の主な支援メニュー >

◆地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化【1,700億円】

事業目的・背景・課題

○観光地は近年、観光地全体の活力低下（入込客数の減少、収益の低下、投資の停滞による施設の陳腐化や廃屋等の放置）といった課題があり、ポストコロナの観光業の強い成長のため、地域経済に裨益する宿泊施設を核とした観光地再生・高付加価値化に向けた取組を強力に後押しすることで、地域全体の魅力と収益力の向上を図り、持続可能な観光地づくりを推進する。

事業内容

○宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を図る。具体的な補助対象事業は以下のとおり。

- ① 宿泊施設の高付加価値化（補助率1/2,2/3）
- ② 観光施設の改修等（補助率1/2）
- ③ 廃屋撤去（補助率1/2）
- ④ 面的DX化（補助率1/2）

事業イメージ

① 宿泊施設の高付加価値化



② 観光施設の改修等



③ 廃屋撤去



④ 面的DX化



事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等
- ・事業期間：令和3年度～

◆持続可能な観光推進モデル事業【5億円】

事業目的・背景・課題

○持続可能な観光に世界的な関心が高まる中、インバウンドの回復と国内交流拡大の双方を支え、我が国が旅行先として選ばれるためにも持続可能な観光推進は喫緊の課題。

○日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の実践を通じた観光GXや自然環境・地域資源の保全・活用等に関する取組を推進し、国際認証の取得等を通じたモデルケースを創出するとともに、地域の持続可能な観光計画の策定を支援する。

事業内容

- ①【調査事業】地方公共団体等が地域の観光関係者と連携し、観光地のGX化や地域の自然・文化・生業等の保全・活用の推進等、地域の持続可能性の向上に資するモデル実証を行う。

（モデル実証を行う想定テーマ）

1. 観光GXの推進（交通マネジメントや再生可能エネルギーの活用等）
2. 地域の自然・文化・生業等の保全、活用の推進
3. オーバーツーリズムの未然防止（混雑回避・マナー違反の防止等）
4. 廃棄物ゼロ・自然環境保護の推進
5. 地域の持続可能性を支える仕組み作りの推進（旅行者への啓発等）

- ②【補助事業】地域における持続可能な観光計画の策定を支援する。

（主な要件）

- ・オーバーツーリズムの未然防止を含む持続可能な観光推進の計画であること
- ・JSTS-Dを活用した観光計画であること（観光庁が提供するJSTS-D研修を受講すること）

事業スキーム

- ① 事業形態：直接補助事業 ※対象：JSTS-Dのロゴ掲出認定を受けている、又は認定に準ずると認められる地方公共団体・DMO等
- ② 事業形態：直接補助事業（補助率1/2、上限500万円）
補助対象事業者：地方公共団体、DMO等
事業期間：令和4年度～

事業イメージ

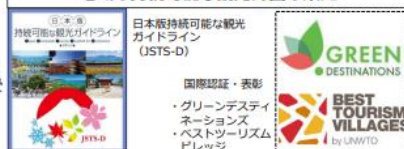
観光GX・混雑防止



地域資源(文化・伝統等)の活用



地域の持続可能な観光計画の策定



◆地方部での滞在促進のための地域周遊促進事業【67億円】

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

○旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ① 調査・戦略策定
- ② 滞在コンテンツの充実
- ③ 受入環境整備
- ④ 旅行商品流通環境整備
- ⑤ 情報発信・プロモーション

事業イメージ



事業計画に基づく具体的取組				
① 調査・戦略策定 データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。 マーケティング調査	② 滞在コンテンツの充実 地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。 滞在コンテンツの造成	③ 受入環境整備 二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。 観光地の案内アプリの整備	④ 旅行商品流通環境整備 旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。 商談会への参加	⑤ 情報発信・プロモーション WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。 SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率①：定額（上限1,000万円）②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・事業期間：平成30年度～

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

◆地域における受入環境整備促進事業【19億円】※R6当初のみ

事業目的・背景・課題

○持続可能なあり方で旅行需要の本格的な回復を図るためには、ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備する必要。

○全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に資する取組を集中的に支援。

事業内容

- ① 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進
 - ・オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に資する受入環境整備を支援
 - ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援
 - ・交通サービスの受入環境整備を支援
- ② インバウンド先進車両導入支援事業
 - ・鉄道・バスに係るEV車両など先進的な車両で、インバウンドの魅力向上に資する観光車両等の導入を支援
- ③ インバウンド安全・安心対策推進事業
 - ・観光施設等の危機管理対応能力の強化を支援
 - ・医療機関の訪日外国人患者の受入機能強化を支援
- ④ 宿泊施設の受入環境整備
 - ・ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援

事業スキーム

- ※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施
- ① 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、1/3等（オーバーツーリズムの未然防止に資する受入環境整備は補助率2/3）
補助対象事業者：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- ② 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、補助対象事業者：地方公共団体等
- ③ 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2 ※一部上限500万円のものあり、補助対象事業者：民間事業者、地方公共団体、DMO等
- ④ 事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→宿泊事業者）、補助率1/2（上限500万円）等、補助対象事業者：宿泊事業者
事業期間：①平成28年度～、②令和5年度～ ③平成28年度～、④平成27年度～

事業イメージ

